

総務企画グループ

1 グループの概要

「平成 19 年度 福島県商工労働行政施策の概要（平成 19 年 4 月）」によれば、同グループの事務分掌は以下のとおりである。

- ・ 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- ・ 部内の組織、定数及び人事に関すること。
- ・ 部内における予算及び経理に関すること。
- ・ 「うつくしま産業プラン 21」の推進に関すること。
- ・ 福島県経済・雇用推進プログラムの推進に関すること。
- ・ 福島県中小企業振興審議会に関すること。
- ・ 広報に関すること。
- ・ 県議会との連絡調整に関すること。
- ・ 財産管理に関すること。
- ・ 国際経済交流に関すること。
- ・ 大町起業支援館に関すること。
- ・ 計量に関すること。
- ・ 部内他グループの所掌に属しない事務に関すること。

平成 19 年度の主な事業計画は以下のとおりである。

「上海拠点活用事業」55,902 千円（当初予算額）

平成 16 年 7 月に設置した県上海事務所を拠点に、以下の事業を展開する。

上海拠点運營業務委託事業	経済交流アドバイザー等設置事業
上海福島県人会支援事業	対日投資企業招致事業

2 上海事務所

(1) 上海事務所の状況

県は平成 16 年に上海事務所を設置しており、最近 3 年間の経費及び駐在員数は次のとおりである。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
上海拠点活用事業	53,821 千円	53,356 千円	54,238 千円
上海チャレンジショップ事業	-	7,916 千円	7,474 千円
中国人観光客誘客事業	1,993 千円	2,000 千円	1,999 千円
その他	1,939 千円	1,183 千円	1,914 千円
計	57,751 千円	64,454 千円	65,623 千円
駐在員数（年度末）	2 人	2 人	2 人
現地職員（年度末）	1 人	1 人	2 人

四捨五入の端数処理で合計額が一致しない。

(2) 上海事務所設置の経緯

平成 16 年に上海事務所を設置したが、当時我が国は人口減少社会の到来が確実視されており、本県経済の持続的な成長を達成するためには、海外からの観光客誘致、県産品等の販路拡大等を図る必要があった。

このことから、中国における以下のような背景等を踏まえ、本県における東アジア経済交流促進の拠点として、上海事務所を設置するに至った。

なお、上海事務所の運営は(財)福島県産業振興センターに委託している。

平成 7 年 4 月から、県職員をジェットロ上海事務所へ派遣する。

平成 12 年 9 月に、訪日団体観光旅行を目的とした査証の発給が開始され、平成 15 年 2 月には在上海総領事館で発給開始するなど、中国からの訪日観光旅行は拡大の一途をたどると期待されていた。

平成 13 年に中国が WTO に加盟したことにより、日中貿易の拡大、投資環境の改善による企業進出の更なる促進が期待されていた。

上海における平成 15 年実績 GDP は対前年比 11.8 パーセント増を記録し、10 年連続で二桁成長を記録しており、沿海部を中心に富裕層が増加していた。

平成 15 年に SARS の影響により、福島 - 上海便が 4 か月間ほど運休となるなど、福島空港利用の更なる促進を図る必要があった。

(3) 他県の海外事務所の状況

地方自治体が設置する海外事務所は平成 20 年 11 月現在 75 事務所あり、中国に事務所を設置しているのは 40 事務所、うち 23 事務所が上海である。他県の海外事務所設置の状況は次のとおりである。

他県における海外事務所設置状況

設置者	海外事務所名	設置年月日	国名	都市名
北海道	北海道サハリン事務所	H13.1.1	ロシア	ユジノサハリンスク
(社)北海道貿易物産振興会	北東北三県・北海道ソウル事務所((社)北海道貿易物産振興会ソウル事務所)	H14.11.19	韓国	ソウル
(社)青森県観光連盟	北東北三県・北海道ソウル事務所 ((社)青森県観光連盟ソウル事務所)			
(財)岩手県観光協会	北東北三県・北海道ソウル事務所((財)岩手県観光協会ソウル事務所)			
(社)秋田県観光連盟	北東北三県・北海道ソウル事務所 ((社)秋田県観光連盟ソウル事務所)			
(社)岩手県産業貿易振興協会	岩手県大連経済事務所	H17.4.1	中国	大連
(社)秋田県貿易促進協会	(社)秋田県貿易促進協会大連事務所	H17.2.1	中国	大連
(社)宮城県国際経済振興協会	(社)宮城県国際経済振興協会ソウル事務所	H4.12.1	韓国	ソウル
(社)宮城県国際経済振興協会	(社)宮城県国際経済振興協会大連事務所	H17.4.1	中国	大連
(社)山形県観光物産協会	(社)山形県観光物産協会ソウル事務所	H17.4.1	韓国	ソウル
福島県	福島県上海事務所((財)福島県産業振興センター上海代表処)	H16.7.23	中国	上海
茨城県	茨城県上海事務所((財)茨城県国際交流協会上海代表処)	H8.11.27	中国	上海
栃木県	栃木県香港駐在員事務所	H2.10	中国	香港
神奈川県	ジェトロ シンガポールセンター 神奈川事務所	S53.12.11	シンガポール	シンガポール
神奈川県	ジェトロ ロンドンセンター 神奈川事務所	S60.3.27	イギリス	ロンドン
神奈川県	ジェトロ ニューヨークセンター付神奈川部 (神奈川メリーランド事務所)	H17.7.29	アメリカ	アナポリス
(財)神奈川産業振興センター	(財)神奈川産業振興センター駐大連経済貿易事務所	H2.2	中国	大連
(財)横浜企業経営支援財団	(財)横浜企業経営支援財団上海事務所	S62.10.21	中国	上海
横浜市	横浜市フランクフルト事務所	H9.6.1	ドイツ	フランクフルト
横浜市	横浜市ロサンゼルス事務所	H19.10.1	アメリカ	ロサンゼルス
(財)にいがた産業創造機構	(財)にいがた産業創造機構ソウル事務所	H2.10	韓国	ソウル
(財)にいがた産業創造機構	(財)にいがた産業創造機構大連経済事務所	H9.3	中国	大連
(財)新潟インダストリアルプロモーションセンター	(財)新潟インダストリアルプロモーションセンター北京事務所	H19.4.18	中国	北京
(財)とやま国際センター	富山県大連事務所	H16.4	中国	大連
石川県	石川県上海事務所	H9.10	中国	上海
石川県	石川県ニューヨーク事務所	H16.4	アメリカ	ニューヨーク
福井県	福井県香港事務所	H3.10	中国	香港
福井県	福井県上海事務所((財)福井県産業支援中心上海代表処)	H11.6	中国	上海
長野県	上海長野県駐在員事務所	H7.11.1	中国	上海
長野県	(財)長野県中小企業振興センター深セン事務所	H15.4.1	中国	深セン
岐阜県	(財)岐阜県産業経済振興センター上海代表処	H7.1	中国	上海
岐阜県	岐阜県ニューヨーク駐在員事務所	S61.9	アメリカ	ニューヨーク
静岡県	静岡県東南アジア駐在員事務所	S63.6.1	シンガポール	シンガポール
静岡県・(社)静岡県国際経済振興会	静岡県中国駐在員事務所	H6.10.1	中国	上海
静岡県・静岡県国際経済振興会	静岡県ソウル事務所	H19.6.29	韓国	ソウル
愛知県	愛知県パリ産業情報センター	H2.4.1	フランス	パリ
愛知県	愛知県サンフランシスコ産業情報センター	H15.7.1	アメリカ	サンフランシスコ
愛知県	愛知県上海産業情報センター	H16.4.1	中国	上海

設置者	海外事務所名	設置年月日	国名	都市名
大阪府	大阪府シンガポール駐在員事務所	S57.6.22	シンガポール	シンガポール
大阪府	大阪府ロッテルダム駐在員事務所	S45.11.18	オランダ	ロッテルダム
大阪府	大阪府カリフォルニア駐在員事務所	H9.4.1	アメリカ	サンフランシスコ
大阪府	大阪府上海駐在員事務所	S60.11.1	中国	上海
大阪市	大阪市シンガポール事務所	H1.10.30	シンガポール	シンガポール
大阪市	大阪市パリ事務所	H4.10.22	フランス	パリ
大阪市	大阪国際経済上海事務所	H8.4.18	中国	上海
大阪市	大阪市シカゴ事務所	S33.2.14	アメリカ	シカゴ
兵庫県	兵庫県ワシントン州事務所	H2.5.1	アメリカ	シアトル
兵庫県	西オーストラリア州兵庫文化交流センター	H4.8.1	オーストラリア	パース
兵庫県	兵庫県パリ事務所	H5.10.1	フランス	パリ
兵庫県	兵庫県ブラジル事務所	S48.9.1	ブラジル	クリチーバ
神戸市	神戸市シアトル事務所	S36.12	アメリカ	シアトル
神戸市	神戸・天津経済貿易連絡事務所	S60.5	中国	天津
神戸市	神戸・ひょうご 南京経済貿易連絡事務所	H13.5	中国	南京
(財)神戸港埠頭公社	神戸港上海事務所	H18.10.16	中国	上海
岡山県	岡山県上海事務所	H9.10.1	中国	上海
(財)ひろしま産業振興機構	広島上海事務所	H15.7	中国	上海
高知県	高知県シンガポール事務所	H8.6.20	シンガポール	シンガポール
高知県	高知県上海事務所(社)高知県貿易協会上海代表処)	H15.9.15	中国	上海
福岡市	福岡市上海事務所	H17.7	中国	上海
福岡県	福岡県香港事務所	H15.7.23	中国	香港
福岡県	福岡県ソウル事務所	H15.5.26	韓国	ソウル
福岡県	福岡県上海事務所	H15.8.6	中国	上海
福岡県	福岡県フランクフルト事務所	H15.10.14	ドイツ	フランクフルト
福岡県	福岡県サンフランシスコ事務所	H15.9.3	米国	サンフランシスコ
北九州市	駐大連北九州市経済事務所 (社)北九州貿易協会駐大連経済事務所)	H17.4.1	中国	大連
北九州市	駐上海北九州市経済事務所((財)福岡県中小企業振興センター上海代表処)	H17.7	中国	上海
長崎県	(社)長崎県貿易協会上海事務所	H3.7.5	中国	上海
大分県	大分県上海事務所	H18.4.1	中国	上海
宮崎県	(社)宮崎県産業貿易振興協会 上海代表事務所	H14.3	中国	上海
宮崎県	(財)みやざき観光コンベンション協会宮崎県観光・ 経済交流ソウル事務所	H9.4	韓国	ソウル
鹿児島県	鹿児島県香港事務所	S60.7	中国	香港
鹿児島県	鹿児島県上海事務所	H9.7	中国	上海
(財)沖縄県産業振興公社	(財)沖縄県産業振興公社香港事務所	H7.1.11	中国	香港
(財)沖縄県産業振興公社	(財)沖縄県産業振興公社上海事務所	H17.2.24	中国	上海
(財)沖縄観光コンベンションビューロー	(財)沖縄観光コンベンションビューロー 韓国事務所	H7.1.27	韓国	ソウル
(財)沖縄観光コンベンションビューロー	(財)沖縄観光コンベンションビューロー 台北事務所	H7.12.19	台湾	台北
(財)沖縄県産業振興公社	(財)沖縄県産業振興公社福州事務所	H10.7.9	中国	福州市
(財)沖縄県産業振興公社	(財)沖縄県産業振興公社台北事務所	H2.5.21	台湾	台北

国(都市)	事務所数	国(都市)	事務所数
中国(上海)	23	フランス(パリ)	3
韓国(ソウル)	8	台湾(台北)	2
中国(大連)	7	ドイツ(フランクフルト)	2
中国(香港)	5	ロシア(ユジノサハリンスク)	1
中国(他)	5	イギリス(ロンドン)	1
シンガポール(シンガポール)	5	オランダ(ロッテルダム)	1
アメリカ(サンフランシスコ)	3	オーストラリア(パース)	1
アメリカ(ニューヨーク)	2	ブラジル(クリチーバ)	1
アメリカ(シアトル)	2		
アメリカ(他)	3		
		計	75

(4) 評価基準

県は、上海事務所の経済効果として次のような評価基準を示している。

中国に進出している福島県関連企業（福島県企業国際化実態調査）

平成 15 年 3 月調査時：51 社 64 事業所

平成 19 年 1 月調査時：78 社 133 事業所

中国人観光客の入り込み状況（福島県観光グループ調べ）

本県に宿泊する中国人客は増加傾向にある。

H13 年	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年
59 人	162 人	119 人	492 人	1,231 人	1,873 人	3,048 人

その他、輸出支援件数の増加（輸出品目数）や東アジアとの貿易額（小名浜税関調べ）を基準としている。

(5) 設置目的の達成

上海事務所は平成 16 年におおむね次の目的で設置されている。

- ・ 県産品の販売
- ・ 中国進出企業の支援
- ・ 中国人観光客の誘客

【意見】

当初の目的達成のためには、次のような見直しが必要と考える。

県産品の販路開拓

県産品の販売促進をしているが、駐在員から中国で売れる商品の提案を受け、県産品を中国の富裕層や駐在日本人に売っていく姿勢が必要と考える。

中国進出企業の支援

県内企業が中国に下請工場や協力工場を求める場合の支援をしている。しかし、中国に工場をつくり県内の本社や工場を清算してしまったのでは、県の支援としては無意味になる。支援するときには、業種等や経営者の姿勢を確認の上、支援することが必要である。

中国人観光客の誘客

外国人観光客誘致の地域経済への波及については、国土交通省のデータによると、定住人口 1 人あたりの減少分を外国人旅行者 7 人でカバーできる。(国内旅行者の場合は 22 人の誘致が必要。) よって、地域には大きな経済効果を見込むことができる。

中国人観光客の訪日旅行の目的としては、1)ショッピング、2)伝統的な文化・温泉旅館、3)日本独特の景色や自然観光(桜、雪景色、火山)などとなっている。

本県においてはこれらの魅力的な観光資源を数多く有しており中国人観光客を魅了できる体制作りを更に努めていく必要がある。

人材養成

駐在員は主に中国派遣経験者の中から順応性の高い人材を派遣しており、駐在期間は 3~4 年程度である。また、平成 20 年度よりは地元銀行からの研修生を受け入れている。

中国は、言語、文化、風土が異なるので、当然に中国語を話せる人がつ営業力のある人が駐在していると思われるが、中国市場に慣れるには時間を要するので県の人事異動のローテーションを長くし、長期間駐在できるようにする必要がある。

また、研修生は受け入れているが、駐在事務所の幹部を外部から招聘することも検討する必要がある。

目標設定

県産品や観光客入り込み数などの目標設定については、福島県商工業振興基本計画「うつくしま産業プラン 21」で設定しているが、来年度「うつくしま産業プラン 21」を見直す予定であり、審議会の意見等を踏まえ、適切な目標設定を具体的数字で示す必要がある。

上海事務所は 3 年契約で更新時に中国政府の許可が必要とのことである。福島県以外の地方自治体も進出しているので、積極的に目的を達成するため奮闘していただき、更新の許可が下りなかったとって簡単に撤退しないことを期待する。